

報道各位

新潟市建築部住環境政策課

賃貸型応急住宅の供与について

令和6年能登半島地震により被災された市民を対象に、民間賃貸住宅を借上げ、応急住宅（みなし仮設）として提供する賃貸型応急住宅制度を開始しました。

記

1 対象者と入居期間

- ・住宅の被害が罹災証明書で「全壊」の方 … 入居日から最長2年間
- ・住宅の被害が罹災証明書で「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方 … 入居日から最長2年間
- ・住宅の被害が罹災証明書で「半壊」以上の被害を受け、災害救助法に基づく住宅の応急修理を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方 … 最長発災から6か月まで

2 賃貸型応急住宅の条件

世帯人数による家賃上限など、指定する条件を満たす物件であること

※家賃上限を超える家賃設定の物件は対象外

3 受付開始日等

受付開始日：令和6年1月17日(水)

受付時間：午前8時30分から午後5時30分まで※当面の間、土休日も受付

4 申込方法

- ・以下の相談窓口でご相談ください。

申込会場	所在地
西区役所	西区寺尾東3丁目14番41号（健康センター棟）
西区役所黒埼出張所	西区大野町2843番地1
新潟市役所ふるまち庁舎住環境政策課	中央区古町通7番町1010番地（古町ルフル6階）

※今後、窓口が変更になる可能性があります。その場合は、HPでお知らせします。

【問い合わせ先】

新潟市住環境政策課 渡辺 電話 025-226-2806（直通）